

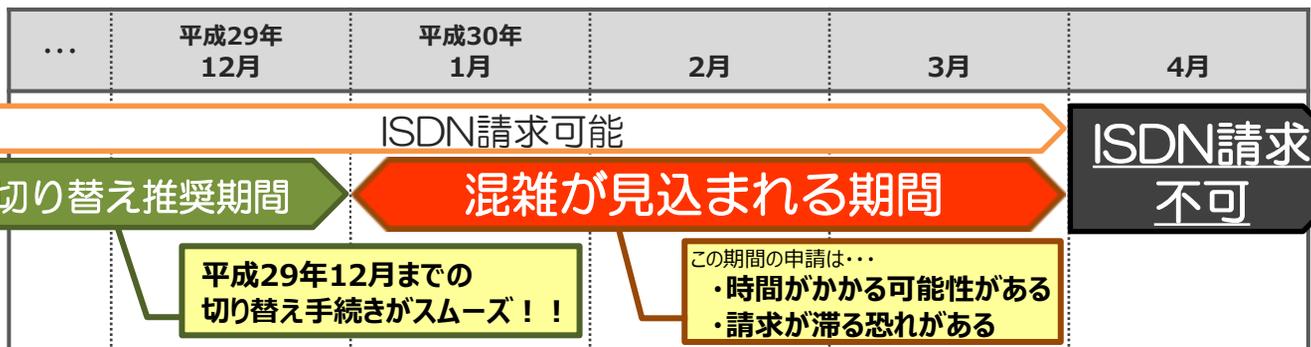
平成30年
4月以降は

ISDN請求ができなくなります!

平成30年4月以降、ISDN回線を用いた介護給付費等の請求ができなくなります。現在、ISDN請求を行っている事業所は、国保連合会への届出等をして、平成30年3月までにインターネット請求に切り替える必要があります。

切り替え手続き、後でいいか! と思いませんか?

平成30年3月までに、50,000以上の事業所が、インターネット請求への切り替えをすと見込まれます。特に、平成30年1月から3月までにかけは、国保連合会への手続きの申請件数の増加に伴い、インターネット請求ができるようになるまでに、時間がかかってしまう可能性があります。これにより、事業所の請求業務が滞ってしまう恐れがあります。

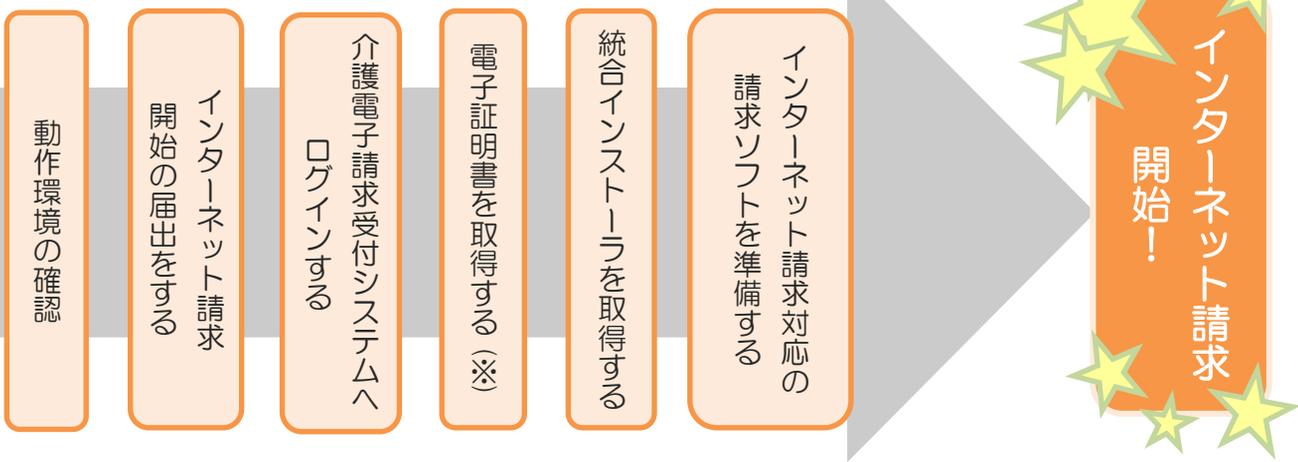


事業所において、請求業務を円滑に行っていただくためにも、**平成29年12月までに**インターネット請求への切り替え手続きをしていただくよう、ご協力をお願いいたします。

切り替えるために 何をしたらいいの?

インターネット請求へ切り替えるためには、以下の作業が必要となります。切り替え作業における手続きには、1ヶ月程度時間を要する場合がありますので、お早めに実施ください。なお、インターネット請求に切り替えた後でも、初回の審査結果を受け取るまでは、念のためISDN回線を解約しないでください。

【インターネット請求開始の流れ】



※電子証明書の取得には発行手数料が掛かります。(有効期間3年)

- 介護保険証明書 : 13,200円
- 介護・障害共通証明書 : 13,900円

詳しくは裏面へ⇒

切り替え作業について教えて！

インターネット請求へ切り替えるための作業について、簡単な手順書をご用意しました。
以下のWEBサイトにアクセスして、事業所の請求形態にあった手順書をご参照ください。
<国民健康保険中央会ホームページの「介護保険・障害者総合支援関係者の皆様へ」に掲載しています>

事業所請求の場合	インターネット請求への移行手順について https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/ikoutejun_20170731.pdf
代理請求の場合	「代理請求編」インターネット請求への移行手順について https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/ikoutejun_dairi_20170731.pdf

事業所請求とは？ 代理請求とは？

請求形態には、事業所が請求業務を行う「**事業所請求**」と
代理人等が複数事業所の請求業務を一括して行う「**代理請求**」があります。
どちらの請求形態に当てはまるか、以下の項目をご確認の上、ご検討ください。

事業所請求

事業所番号を**1つだけ**持っていて、今後増える予定がない場合等、
基本的な請求方法です。

※障害者総合支援の請求を既に行っている、もしくは行う予定の場合、
代理請求の方が、電子証明書の料金が安くなる場合があります。



代理請求

事業所番号を**複数**持っている（または今後増える）場合、
請求に用いるユーザIDや電子証明書をまとめて管理することができるため
事業所請求と比較し、事務負担を軽減できます。



インターネット請求への切り替え作業についてご不明な点は
介護電子請求ヘルプデスク までお問合せください！

※お問合せの際に、参考にした資料や実施済みの作業がありましたらお伝えください

介護電子請求ヘルプデスク Tel : 0570-059-402
Fax : 0570-059-422
E-mail : mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

平成30年4月より、介護給付費の請求は 原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

※一部例外規定があります。



インターネット（伝送）による請求

- ・インターネットがご利用可能なP Cがあれば利用できます。
- ・I S D N回線による請求は平成30年3月末をもって廃止となります。

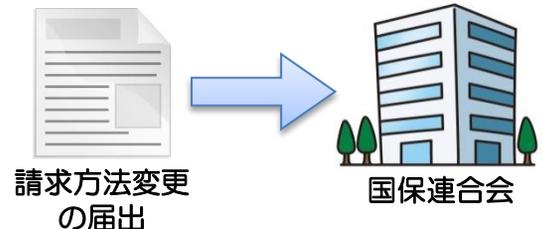


CD-R等（電子媒体）による請求

請求方法の変更にあたっては、国保連合会への届出が必要です。

現在の請求方法を変更する場合は、**請求方法変更の届出**を該当の国保連合会へ提出してください。（届出用紙の取得にあたっては各国保連合会のホームページをご参照いただき、不明な点は国保連合会にお尋ねください）

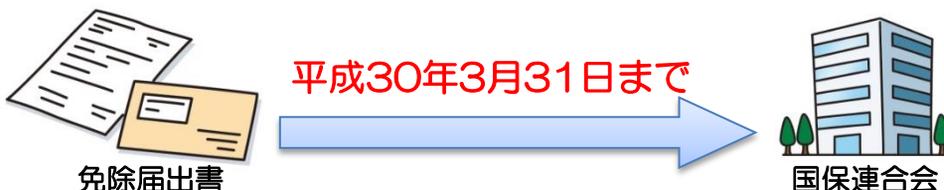
なお、請求方法の変更には、時間を要する場合がございますので、お手続きはお早めにお願いたします。



平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、事前の届出が必要です。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号、最終改正平成26年8月15日）」の附則第二条から第四条までに規定された事業所が、平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、**平成30年3月31日までに**、免除届出書（※）を該当の国保連合会に提出する必要があります。

（※）「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に規定。



書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます。

- 支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等（下記参照）であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
 - 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
 - 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの
 - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
 - ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
 - ③ 改築工事中である施設又は臨時的施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時的施設において事業を行っている間に行う請求に限る）
 - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
 - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）
- ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあつては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

一定の類型に該当する事業所等について

「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」より抜粋

- ① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であつて、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。
 - イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業（以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ハ 支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行うサービス事業所
 - ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設
 - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設